

福島市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 7 年 9 月 30 日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 37 号

福島市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 福島市手数料条例（昭和49年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 の11の 2 の 2 の項中

「 1 件につき 16,600円 」を	「	1 件につき次に掲げる額を合算した額		に改める。
		(1) 管理組合の運営に係る事項	3,100円	
		(2) 管理規約	2,600円	
		(3) 管理組合の経理に係る事項	2,900円	
		(4) 長期修繕計画	6,100円	
		(5) その他	1,900円	
	」			

第 2 条 福島市手数料条例の一部を次のように改正する。
別表第 1 の11の 2 の 1 の項中「第 5 条の 3 第 1 項」を「第 5 条の13第 1 項」に、「第 5 条の 6 第 2 項」を「第 5 条の16第 2 項」に改め、同表の 2 の項中「第 5 条の 7 第 1 項」を「第 5 条の17第 1 項」に改める。
第 3 条 福島市手数料条例の一部を次のように改正する。
別表第 1 の11の 2 の 1 の項中「第 5 条の13第 1 項」を「第 5 条の15第 1 項」に、「第 5 条の16第 2 項」を「第 5 条の18第 2 項」に改め、同表の 2 の項中「第 5 条の17第 1 項」を「第 5 条の19第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から、第3条の規定は改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。